

建築物エネルギー消費性能向上に関する法律に基づく認定手数料 (千歳市所管物件)

令和4年12月15日から

(1) 認定申請

(ア) 住宅(長屋を含む)

床面積の合計(m ²)	評価機関の審査あり	
	誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
戸建住宅(1棟)	7,000円	

(イ) 共同住宅

床面積の合計(m ²)		評価機関の審査あり	
		誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
共同住宅(1棟)	300m ² 未満	12,000円	
	300m ² 以上	23,000円	

(ウ) 複合用途の建築物

床面積の合計(m ²)		評価機関・判定機関の審査あり	
		誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
住宅の部分		7,000円	
共同住宅の 部分	300m ² 未満	12,000円	
	300m ² 以上	23,000円	
住宅・共同住宅 以外の部分	300m ² 未満	12,000円	
	300m ² 以上	30,000円	

(2) 変更認定申請

下記以外の変更	上記表(ア)・(イ)・(ウ)に記載する手数料と同様
工事の着手予定時期 / 完了予定時期 / 資金計画 の変更のみ	900円

(3) 認定手数料の計算例

例 複合用途の建築物にかかる認定

上記表(ウ)より、認定申請を行う部分の床面積を合計した面積に該当する手数料

【手数料計算例(1)】

延床面積：150m²(住宅部分：100m²、兼用部分(店舗)：50m²)の店舗兼用住宅の場合

7,000円(住宅部分) + 12,000円(兼用部分) = 19,000円

【手数料計算例(2)】

延床面積：250m²(共同住宅(共用部含む)：200m²、事務所面積：50m²)の共同住宅と事務所の複合建築物の認定申請をする場合

12,000円(共同住宅部分) + 12,000円(事務所部分) = 24,000円

【手数料計算例(3)】

延床面積：250m²(共同住宅(共用部含む)：200m²、事務所面積：50m²)の共同住宅と事務所の複合建築物のうち、共同住宅のみを認定申請をする場合

= 12,000円(共同住宅部分)